

平成27年10月から

マイナンバー制度が始まります



マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付与し、市役所、年金事務所、税務署など複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

大きく3つの効果が期待されます。

効果1

行政事務の効率化

市役所などの行政機関で、さまざまな情報の照合や入力省力化され、手続きが正確でスムーズになります。

効果2

住民の利便性向上

各種申請の際に必要な住民票などの添付書類が削減されます。また、住民票などのコンビニ交付により、利便性の向上が図られます。

効果3

公平かつ公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、不正に給付を受けることを防止するほか、本当に困っている方に支援を行えるようになります。



マイナンバーはいつ、どのように通知されますか？

平成27年10月以降に、住民票を有する市民の皆さんに、12桁のマイナンバーが記載された「番号通知カード」を送付予定です。

番号通知カードは、個人番号カードを申請するときに必要なため、なくさないでください。

マイナンバーは、漏えいするなどして不正使用のおそれがある場合を除き、一生変更されませんので大切にしてください。※中長期在留者などの外国人の方も対象です。



個人番号カードと交付方法

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。

平成28年1月以降に申請に基づき交付されます。申請方法は、決まり次第、広報などでお知らせします。



個人番号カードは何に使えるのですか？

- 1.本人確認のための身分証明書として利用できます。
- 2.カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、e-Taxをはじめ、各種電子申請を行うことができます。



具体的にどのような場面で使用できますか？

- 年金を受給するときに年金事務所に提示
- 児童手当の現況届を出すときに市役所に提示
- 所得税の確定申告をするときに税務署に提示
- 年末調整や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関に提示

※マイナンバーは、法律や自治体の条例で定められた手続きでしか使用できません。



プライバシーの保護は大丈夫？

ICチップには、券面に書かれている情報などが記録されますが、所得情報などプライバシー性の高い具体的な個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

安心・安全にご利用いただくため、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管を禁止しています。また、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会がマイナンバーの適切な管理を監視・監督するなど、個人情報を保護するための措置を講じています。

自分の個人情報について、いつ、誰が、何のためにやりとりしたのか、ご自身で確認していただける手段として、平成29年1月からマイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）が稼働予定です。



法人番号とは何ですか？

法人にも13桁の法人番号が指定され、広く公開されます。個人番号と異なり、官民間問わず、自由に利用できます。

事業主の皆様へ

事業主は、従業員からマイナンバーの提示を受け、本人のマイナンバーに間違いがないことを確認し、源泉徴収・年金・健康保険など従業員が事業主を通じて申告する事務を行うため、マイナンバーの把握、管理に必要な準備を整えておく必要があります。

くわしくはホームページをご覧ください。コールセンターも開設しています。

☎マイナンバーコールセンター ☎0570・20・0178 ☎0570・20・0291（英語）
開設時間／平日午前9時30分～午後5時30分

マイナンバー 検索